（国民年金法施行規則の一部改正）

第二条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十六条」を「第百三十二条」に改める。

第一条の見出しを「基礎年金番号」に改め、同条中「この省令において「基礎年金番号」とは」を「国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号。以下「法」という。）第十四条の厚生労働省令で定める記号及び番号は」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第十四条に規定する政府管掌年金事業の運営に関する事務その他当該事業に関連する事務であつて厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一　全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険の事業に関する事務

二　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の規定による被保険者の資格に関する事務

三　被用者年金各法（法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律をいう。）による年金たる給付に関する事務

四　法による年金たる給付及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による年金たる保険給付（次号において「年金給付」という。）と他の法律による給付との併給の調整に関する事務

五　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）その他の法律の規定により、年金給付の支払をする際保険料その他の金銭を徴収させ、これを納入させる事務

六　地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による年金たる給付の支払をする際保険料その他の金銭を徴収し、これを納入する事務

七　法に規定する国民年金基金に関する制度の周知に関する事務

八　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）の規定による受給資格及び特別障害給付金の額の認定に関する事務

九　株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）の規定による恩給等（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）附則又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則に規定する年金である給付に限る。）を担保とした貸付けに関する事務

十　厚生年金保険法の規定により厚生年金基金又は企業年金連合会が行う給付に関する事務

十一　法の規定により国民年金基金又は国民年金基金連合会が行う給付に関する事務

十二　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の規定による児童扶養手当の支給に関する事務

十三　地方公務員等共済組合法第百六十一条の二に規定する重複期間を有する地方議会議員（同法第百五十一条第一項に規定する地方議会議員をいう。）に係る退職年金の支給に関する事務

十四　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第九十七条の規定による福祉手当の支給に関する事務

十五　沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）の規定による恩給等（平成八年改正法附則又は平成十三年統合法附則に規定する年金である給付に限る。）を担保とした小口の資金の貸付けに関する事務

十六　介護保険法の規定による保険給付及び保険料に関する事務

十七　確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）の規定による給付に関する事務

十八　確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）の規定による給付に関する事務

十九　平成十三年統合法附則の規定による給付に関する事務

二十　独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）の規定による農業者年金事業に関する事務

二十一　独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）の規定による法又は厚生年金保険法に基づく年金たる給付の受給権を担保とした小口の資金の貸付けに関する事務及び独立行政法人福祉医療機構法附則の規定による債権の管理及び回収に関する事務

二十二　雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第三十七条及び雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）附則第六十条の規定により船員保険の被保険者であつた期間を雇用保険の被保険者であつた期間とみなす経過措置による雇用保険の適用に関する事務

二十三　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）の規定による社会保障協定に関する事務

二十四　国民年金の保険料に係る社会保険料控除の適正化を図るための事務

二十五　専ら統計の作成又は学術研究を目的とする調査に関する事務

二十六　法第十四条又は厚生年金保険法第二十八条の規定により記録した事項の訂正又は当該訂正を行うための調査に関する事務

第一条の二第一項中「国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号。以下「法」という。）を「法」に改め、同条第二項中「社会保険庁長官」を「日本年金機構（以下「機構」という。）」に改める。

第二条第一項中「地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長（以下「社会保険事務所長等」という。）」を「機構」に改め、同項第五号中「本籍地」を「本籍地都道府県名」に改め、同項第六号中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同項第七号イ中「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）」を「昭和六十年改正法」に改め、同条第二項第二号中「本籍地」を「本籍地都道府県名」に改め、同項第三号中「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）」を「平成八年改正法」に、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）」を「平成十三年統合法」に改め、「様式第一号により当該期間を確認した書類」を「当該期間を明らかにした書類」に改める。

第二条の二第二号中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第三条第二項及び第四条第二項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第五条及び第六条中「社会保険事務所長等」を「機構」に改める。

第六条の二第一項中「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削り、「社会保険事務所長等」を「機構」に、「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同条第二項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第六条の三第一項、第六条の四第一項、第七条第二項及び第八条第二項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第九条第一項中「社会保険事務所長等」を「機構」に改め、同条第二項中「社会保険事務所長等」を「厚生労働大臣」に改める。

第九条の二第四号中「（昭和三十七年法律第百五十二号）」を削る。

第九条の三を次のように改める。

第九条の三　削除

第十一条中「社会保険事務所長等」を「機構」に改める。

第十三条第二項中「第三号被保険者の住所地を管轄する社会保険事務所長等」を「機構」に改め、同条第三項中「中欄」を「下欄」に、「同表の下欄に掲げる事務所の所在地を管轄する社会保険事務所長」を「機構」に改め、同項の表を次のように改める。